

徳島県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、平成28年度の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月10日

徳島県監査委員	稲	田	米	昭
同	矢	田		等
同	井	関	佳	穂理
同	岡		佑	樹
同	井	川	龍	二

平成28年度

行政監査結果報告書

徳島県監査委員

目 次

第 1	行政監査の趣旨	1
第 2	監査の対象	1
1	監査対象事務	1
2	選定理由	1
3	監査対象機関及び対象事業	1
4	監査実施期間	2
5	監査の方法	3
6	監査の着眼点	3
第 3	NPO法人との協働事業の状況	4
1	NPO法人の状況について	4
2	協働事業の実施状況等について	6
3	監査対象機関から確認した環境整備の状況について	9
4	監査対象機関から確認した協働事業の状況について	11
5	関係人調査について	12
第 4	監査の結果	13
1	はじめに	13
2	NPO法人との協働を推進するための環境整備について	13
(1)	全庁的な連絡会議について	13
(2)	協働ガイドブック等の活用について	14
(3)	NPO法人に対する効果的な支援について	14
(4)	協働に関する広報・啓発について	14
3	NPO法人との協働事業について	15
(1)	NPO法人との協働事業の積極的な取組について	15
(2)	協働事業への参加機会の確保について	15
(3)	協働事業の評価について	16
第 5	まとめ	16

第1 行政監査の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき，一般行政事務について適正かつ効率的な運営を確保するため，合規性，経済性，効率性及び有効性の観点から行うものである。

第2 監査の対象

1 監査対象事務

NPO法人との協働について

2 選定理由

人口減少，超高齢化社会の進行及び県民ニーズの高度・多様化など，現在の地域社会が抱える課題は多岐にわたり，このような課題の解決に取り組むには，行政とNPOとの協働が欠かせないものとなっている。

本県においては，平成16年3月に「徳島県社会貢献活動の促進に関する条例」を制定，平成17年3月にはこの条例を具体化するための「徳島県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針」を策定，平成21年5月には「行政とNPOのための協働推進ガイドブック」を作成，そして，平成25年3月には「NPO委託業務発注ガイドライン」を策定するなどして，NPOとの協働推進に向けた各種事業を実施している。さらに，平成28年1月には「徳島県指定NPO法人制度」を創設して，NPO法人の育成支援・自立支援の新たな取組も進めている。

そこで，「NPO委託業務発注ガイドライン」の策定から3年が経過した現段階を捉えて，委託業務等による協働事業の中核を担うNPO法人との協働が適切に行われているか等について監査することにより，今後の県行政におけるNPO法人との一層の協働推進に資することとする。

3 監査対象機関及び対象事業

県のNPO法人との協働推進を担当している県民環境政策課（以下「協働推進担当機関」という。）及び平成27年度にNPO法人と協働事業を実施した16機関（以下「協働事業実施機関」という。）を監査対象機関とした。

協働事業実施機関の選定に当たっては，平成27年度に県が実施した協働事業を把握するため，県の全ての機関（208機関）を対象とした調査票による調査（以下「事前調査」という。）を行い，事前調査で得られた結果を基に協働事業の分野，

形態，規模などを勘案し，16の対象機関及び19の対象事業を選定した。

監査対象機関（協働推進担当機関：1機関，協働事業実施機関：16機関）及び対象事業（19事業）の内訳は，表1のとおりである。

表1 監査対象機関及び対象事業

部局	対象機関(17機関)	対象事業(19事業)
危機管理部	生活安全課	徳島県消費者情報センター相談・啓発等業務
政策創造部	地方創生推進課	I N A K A オフィス・コンシェルジュ事業
県民環境部	県民環境政策課	
	男女参画・人権課	みんなが主役の人権啓発推進事業
	次世代育成・青少年課	シニア子育て支援モデル事業
	県民スポーツ課	チャレンジスポーツ推進事業
	環境首都課	自然公園等監視事業 生物多様性を守るくらし啓発事業
保健福祉部	医療政策課	遠隔画像診断システム整備事業
	健康増進課	がん患者就労支援モデル事業
	東部保健福祉局 徳島庁舎	障がい児等療育支援事業
商工労働観光部	労働雇用戦略課	テレワーカー利用型テレワークセンター実証事業 中間的就労の場を創設する人材確保支援事業
	観光政策課	「冬の徳島」とくたく満載事業
農林水産部	林業戦略課	とくしま木育交流推進事業
県土整備部	河川整備課	とくしま海岸漂着物等地域対策推進事業
南部総合県民局	保健福祉環境部 美波庁舎	地域自殺対策強化事業
西部総合県民局	企画振興部 美馬庁舎	にし阿波サテライトオフィスコンシェルジュ事業
教育委員会	学校教育課	JICA草の根技術協力事業（地域経済活性化特別枠）「カンボジア 日本友好学園における高校生による商品開発を通じた学校運営の実践及びモデル化」
		ウェブサイト「徳島県外国にルーツを持つ子どもの受入れ手引き」改修業務

4 監査実施期間

この監査は，平成28年6月から平成29年3月までの間で実施した。

5 監査の方法

(1) 監査対象機関に対する監査

協働推進担当機関である県民環境政策課に対し、NPO法人との協働の推進状況を記載した監査調書の提出を求めるとともに、協働事業実施機関である選定した16機関に対し、監査対象事業(19事業)における協働の状況を記載した監査調書の提出を求め、提出された監査調書に基づき、監査委員が監査を実施した。

なお、県民環境政策課に対する監査に際しては、社会貢献活動の支援施設である「とくしま県民活動プラザ」の現地調査を実施した。

(2) 関係人調査

NPO法人の活動状況や意見などを把握するため、地方自治法199条第8項の規定による関係人調査として、監査対象事業の協働の相手方であるNPO法人(29法人)に対してアンケート調査を行った。

6 監査の着眼点

この監査においては、次の項目を着眼点とした。

(1) NPO法人との協働を推進するための環境整備について

- ・全庁的な推進体制は整備されているか。
- ・協働推進のための環境整備や効果的な支援措置はなされているか。
- ・NPO法人に関する広報や啓発は、効果的に行われているか。

(2) NPO法人との協働事業について

- ・NPO法人との協働事業に積極的に取り組んでいるか。
- ・協働事業の目的・必要性は明確になっているか。
- ・協働事業の役割分担は明確になっているか。
- ・協働事業の参加機会は確保されているか。
- ・事業実施後に評価が行われ、今後に反映しているか。

第3 NPO法人との協働事業の状況

1 NPO法人の状況について

(1) NPO法人の認証数

四国各県及び全国の平成28年3月31日現在におけるNPO法人の認証数は、表2のとおりである。

本県の認証を受けているNPO法人数は339法人であり、人口10万人あたりでは43.13で全国平均を上回っている。

表2 NPO法人の認証数

区分	徳島県	香川県	高知県	愛媛県	四国全体	全国
申請数	343	376	323	452	1,494	52,325
認証数	339	367	323	446	1,475	50,868
人口10万人あたり 認証法人数	43.13	36.84	42.22	31.14	37.06	39.72

(2) 年度別の認証数

「徳島県社会貢献活動の促進に関する条例」が施行された平成16年度以降の年度別認証数は、表3のとおりである。

平成24年度からは認定NPO法人制度が国により創設され、平成27年度末における認定NPO法人数は3法人となっている。

表3 年度別の認証数

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
認証数	39	36	53	27	24	23	21	20	28	18	19	9
解散数	1	0	2	2	2	4	3	2	5	5	7	9
累計	102	138	189	214	236	255	273	291	314	327	339	339
累計のうち 認定NPO数									0	1	2	3

認証数には、他所轄庁からの移管を含み、解散数には他所轄庁へ移管及び撤回を含む。

(3) 活動分野別の法人数

NPO法人の特定非営利活動の分野別状況は、平成28年3月31日現在、表4のとおりである。

本県においては、「保健，医療又は福祉の増進を図る活動」(54.3%)が全国と同様で最も多く，次いで「まちづくりの推進を図る活動」(50.1%)，「社会教育の推進を図る活動」(46.0%)，「子どもの健全育成を図る活動」(43.7%)，「環境の保全を図る活動」(33.6%)の順となっている。

表4 活動分野別の法人数

NPO法人の活動分野 (特定非営利活動促進法別表(第2条関係)1～19号)	徳島県		全 国	
	法人数	割合	法人数	割合
保健，医療又は福祉の増進を図る活動	184	54.3%	29,854	58.7%
社会教育の推進を図る活動	156	46.0%	24,436	48.0%
まちづくりの推進を図る活動	170	50.1%	22,415	44.1%
観光の振興を図る活動	17	5.0%	2,038	4.0%
農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	17	5.0%	1,813	3.6%
学術，文化，芸術又はスポーツの振興を図る活動	113	33.3%	18,085	35.6%
環境の保全を図る活動	114	33.6%	14,072	27.7%
災害救援活動	24	7.1%	4,104	8.1%
地域安全活動	24	7.1%	6,037	11.9%
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	41	12.1%	8,586	16.9%
国際協力の活動	46	13.6%	9,556	18.8%
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	19	5.6%	4,658	9.2%
子どもの健全育成を図る活動	148	43.7%	23,088	45.4%
情報化社会の発展を図る活動	27	8.0%	5,789	11.4%
科学技術の振興を図る活動	14	4.1%	2,874	5.6%
経済活動の活性化を図る活動	70	20.6%	9,041	17.8%
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	69	20.4%	12,533	24.6%
消費者の保護を図る活動	19	5.6%	3,176	6.2%
全各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡，助言又は援助の活動	100	29.5%	23,850	46.9%
総法人数	339		50,870	

割合は，総法人数に占める割合。重複あり。

2 協働事業の実施状況等について

監査に先立ち県の全ての機関（208機関）に対して行った事前調査において把握した、平成27年度におけるNPO法人との協働事業の実施状況等の概要は、次のとおりである。

（1）協働事業の実施状況について

平成27年度に県の機関がNPO法人を相手方として実施した協働事業は、表5のとおりであり、208機関のうち、51機関が109の協働事業を実施しており、157機関が未実施であった。また、実施された協働事業を形態別で見ると、「委託」が最も多く74事業であった。

次に、平成23年度から平成27年度までの協働事業数の推移は、表6のとおりであり、NPO法人との協働事業数は毎年増加している。

なお、協働事業未実施の157機関における未実施の理由は、表7のとおりである。

表5 協働事業の実施状況

部 局	協働事業 を実施し た機関数	協働形態別の実施事業数						協働事業 未実施 機関数
		委託	補助	協力	共催	その他	計	
危機管理部	3	8	1	2			11	6
政策創造部	1	2	1				3	7
経営戦略部	2	3					3	11
県民環境部	7	18	1			2	21	4
保健福祉部	8	11	4	2			17	8
商工労働観光部	5	8		1		1	10	7
農林水産部	5	6		1		1	8	11
県土整備部	5	3		3		1	7	11
南部総合県民局	4	6		1	1	4	12	7
西部総合県民局	1	3					3	10
教育委員会	9	4		7	1		12	49
企業局	1	2					2	0
その他	0						0	26
合 計	51	74	7	17	2	9	109	157

表6 年度別の協働事業数

項目	年度	H23	H24	H25	H26	H27
協働事業数		45	55	75	98	109

表7 協働事業未実施の理由（157機関を対象に複数回答可で調査）

項目	機関数	割合
協働が可能な事業がない，又は適当なものがないため	122	77.7%
相手方となるNPO法人がない，又は知らないため	42	26.8%
協働に関する知識や情報がない，又は少ないため	14	8.9%
あえて協働事業にする必要がないため(可能だがメリットがない)	13	8.3%
その他	16	10.2%

割合は，表5の協働事業未実施機関数（157）に占める割合。重複あり。

（2）事業実施の際の協働事業の検討について

平成27年度において，県の機関が事業を実施する際に協働による事業とするか否かを検討したかどうかについては，表8のとおりであり，約6割の機関が全く検討を行っていないかった。

検討を行わなかった理由は，表9のとおりであり，「協働がなじまないと考えているため」とする機関が約半数であった。

協働がなじまないと考えている理由については，表10のとおりであり，「法令や条例により行政自らが行うことが義務づけられているため」や「事業の性格や政策上の見地から，協働を採ることができないため」とするものが多かった。

表8 協働による事業の実施を検討したかどうか

項目	機関数	割合
検討は全く行っていない	126	60.6%
一部の事業についてのみ検討を行った	59	28.3%
すべての事業について検討を行った	23	11.1%
合計	208	100.0%

表9 協働事業の検討をしなかった理由（表8の「すべての事業について検討を行った」機関を除く185機関を対象に調査）

項 目	機関数	割合
協働がなじまないと考えているため	92	49.7%
相手方となるNPO法人等がない，又は知らないため	29	15.7%
検討するという考えがなかったため	22	11.9%
協働に関する知識や情報がない，又は少ないため	6	3.2%
その他	36	19.5%
合 計	185	100.0%

表10 協働がなじまないと考えている理由（92機関を対象に複数回答可で調査）

項 目	機関数	割合
法令や条例により行政自らが行うことが義務づけられているため	42	45.7%
事業の性格や政策上の見地から，協働を採ることができないため	39	42.4%
公平性の確保や機密保持のため	31	33.7%
公権力の行使に関わるため	23	25.0%
その他	12	13.0%

割合は，表9の「協働がなじまないと考えているため」と回答した機関数（92）に占める割合。重複あり。

（3）協働事業の今後の取組について

今後，県の機関が協働による事業の実施に取り組むかどうかについては，表11のとおりであり，約7割の機関が「積極的に取り組みたい」又は「条件や事業の性格・内容が合致するものがあれば取り組みたい」としている。

また，「現時点では取り組む考えはない」とした機関は，「公権力の行使に関わるため」又は「法令や条例により行政自らが行うことが義務づけられているため」という理由であった。

表11 協働による事業の実施に取り組むかどうか

項 目	機関数	割合
積極的に取り組みたい	13	6.3%
条件や事業の性格・内容が合致するものがあれば取り組みたい	135	64.9%
現時点では取り組む考えはない	52	25.0%
その他	8	3.8%
合 計	208	100.0%

3 監査対象機関から確認した環境整備の状況について

協働推進担当機関である県民環境政策課に対する監査(「とくしま県民活動プラザ」の実地調査を含む。)において、前述の着眼点に沿って協働推進のための環境整備の施策を次のとおり確認した。

(1) 全庁的な推進体制について

県民環境政策課において、平成17年3月、県民が積極的に地域社会づくりに参加する社会貢献活動を促進し、民間の柔軟な発想や活力などを積極的に取り入れる官民の協働を推進していくための指針として「徳島県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定している。

基本方針では、関係部局相互の密接な連携を確保し、その円滑かつ効果的な推進を図ることを目的とした全庁的な推進体制として「協働事業推進連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設けることとしており、構成員は、各部・各総合県民局、教育委員会及び公安委員会の政策調整担当の課長補佐となっている。

連絡会議では、県民との協働事業の推進に係る総合的な調整、情報交換等の事務を所掌しており、この連絡会議を活用し、基本方針及び平成21年5月策定の協働の手引きである「行政とNPOのための協働推進ガイドブック」(以下「協働ガイドブック」という。)を県の各機関に周知し、NPOとの協働を推進しているが、平成27年度には連絡会議が開催されておらず、直近の開催は平成24年度となっている。

また、県民環境政策課は、平成25年3月にそれまでの実績から得られた注意点をとりまとめた「NPO委託業務発注ガイドライン」(以下「委託ガイドライン」という。)を県の各機関に周知し、NPOとの協働事業の促進を図っている。

(2) 中間支援組織について

平成14年3月にNPO法人等の主体的・積極的な活動を総合的に支援するための拠点である中間支援組織として「とくしま県民活動プラザ」(以下「プラザ」という。)を設置し、県民の社会貢献活動を支援しており、次のような事業を行っている。

活動・交流の拠点提供事業

情報収集・提供事業

広報・啓発事業

相談・支援事業

人材育成・研修事業

交流・連携事業

これらの事業を積極的かつ効率的に行い、社会貢献活動を行うNPO法人等が活動する環境を整備し、協働推進を図っている。

また、県内各地で開催されるイベント等の機会を捉えて、プラザの職員が相談支援や情報提供を行う「移動オフィス」を実施するとともに、特に地理的にプラザを利用することが難しい南部地域及び西部地域のNPO法人に対しては、各総合県民局の職員がNPO法人からの相談等に応じることで、プラザの機能を補っている。

(3) NPO法人への支援について

県民環境政策課は、NPO法人に対して、プラザで行う活動支援の他に、次のような支援を行っている。

平成28年1月から、NPO法人の育成支援・自立支援の新たな取組として、国が制度化している認定NPO法人の要件を緩和した「徳島県指定NPO法人制度」を条例で制定しており、同年12月には2法人が指定されている。この県指定NPO法人になれば、メリットとして、当該法人への寄附者が税制上の優遇措置を受けられることにより、法人が寄附を集めやすくなり、しかも国の認定NPO法人になることができる。

また、県民や企業などからの寄附金を原資として、毎年、社会貢献活動に助成金を交付する「ゆめバンクとくしま」を実施しており、平成27年度はNPO法人5団体へ助成金を交付し、法人の活動基盤の強化と自立・発展を図っている。

その他、長年の積極的な社会貢献活動により顕著な成果を上げているNPO法人を表彰する「とくしまNPO賞」や、NPO法人をはじめとした社会貢献活動を行う団体に活動場所を貸出する「NPOビレッジ」なども実施している。

(4) NPO法人に関する広報・啓発について

NPO法人に関する広報・啓発では、次のような取組を行っている。

県民環境政策課は、県及びプラザのホームページにおいて、NPO法人の各種の情報を広く発信している。また、プラザは、NPO法人の活動を紹介する広報誌「ひと・リプル」の年4回の冊子の発行・配布と、メール配信を行うとともに、フェイスブックとツイッターを開設し広報に活用している。

さらに、年1回開催の「NPOボランティアフェア」での県及びNPO法人等が行う広報活動や、県内各地で催す「ポスター展」などにより、NPO法人やボランティアに関する情報を発信している。

4 監査対象機関から確認した協働事業の状況について

今回の監査において着眼点に沿って確認した監査対象事業(16機関・19事業)の実施状況の概要は、次のとおりである。

(1) 協働事業の目的・必要性について

今回の監査対象事業における協働の主たる目的・必要性は、NPO法人の専門性、先駆性といった特性を事業実施に活かすことであり、事業を計画するに当たっては、県民ニーズや課題等を把握するため、事前にNPO法人との意見交換を実施したものが多く見受けられた。

(2) 事業実施におけるNPO法人との役割分担について

役割分担については、今回の監査対象事業では、概ね県とNPO法人の双方の特性を活かした分担になっており、県の主な役割としては、事業の計画・管理・指導、関係機関との調整、マスコミへの情報提供等の広報活動を、NPO法人の主な役割としては、事業の実施・運営をそれぞれ担当していたが、一部のNPO法人では、事業の企画を担っているものもあった。また、事業の周知については、県によるホームページへの掲載、チラシやパンフレットの配布、関係機関への通知等に加え、NPO法人によるチラシの配布や法人広報誌への掲載等が行われていた。

(3) 協働事業への参加機会の確保について

協働事業への参加機会を確保するためには、協働の相手方の選定方法として、協働ガイドブックでは、「公平性や事業の効果的な実施の視点から、協働の相手方となるNPOの公募を検討する必要がある」としているが、今回の監査対象事業においては、過去の実績や専門性を特に考慮する必要があったこと、当該事業に関連する活動を行っている県内唯一の法人であるという特殊要素があったことなどから、特定のNPO法人を選定しているものが多く、公募は19事業のうち6事業にとどまっていた。

相手方の選定に当たって、NPO法人の信頼性・専門性・継続性・安定性・活動実績などについては、一般に公開されているNPO法人の情報や、これまでの県との協働実績、NPO法人からの直接の聞き取りなどで確認していた。

(4) 事業の評価方法について

協働事業実施後の評価は、協働ガイドブック及び委託ガイドラインでは、「その

プロセスの適切性や成果の達成度合いなどについて評価する」としており、さらに、協働ガイドブックにおいて、「協働事業の改善に役立てるとともに、より望ましい協働関係の構築につなげる」としている。

その評価方法としては、協働ガイドブックのチェックシート及び委託ガイドラインの評価シートを用いて行うこととされているが、19事業のうちチェックシートによる評価を実施していたものは5事業、評価シートによる評価を実施していたものは1事業であった。

残りの事業では、業務完了報告書等により実施状況の確認を行う際に、NPO法人から事業内容に関する意見等の聞き取りを行っていたものはあるものの、チェックシート及び評価シートを用いていないため、協働について、評価すべき内容が足りていないものや、評価がなされていないものもあった。

5 関係人調査について

関係人調査により得られた監査対象事業の相手方となったNPO法人の活動状況や意見などの概要は、次のとおりである。

(1) 実施した協働事業について

県と協働したきっかけは、県の募集に応募したものや、県からの要請によるものといった、県の主導により協働したとするものが8割以上であったが、NPO法人からの提案や要請により事業実施に至ったものもあった。

事業内容の決定については、県が大枠を決めNPO法人が詳細について計画を行うケースと、県とNPO法人が協議して内容を決めるケースで約7割を占めたが、NPO法人が自由に提案したケースもあった。

今回の関係人調査の対象としたNPO法人は、協働事業を法人の活動目的を達成できる機会と捉えており、全ての法人が、今後も県と協働事業に取り組みたいとしている。

(2) 協働の推進に対する県の取組について

NPO法人等の中間支援組織であるプラザを活動・交流や相談等の場として利用することについては、利用したNPO法人からの評価は高いが、本県の南部地域及び西部地域のNPO法人からは、場所が離れているため利用するのが難しいとの意見があった。また、プラザが主催する研修については、参加した全ての法人が、高く評価する、又はある程度評価するとしていたが、日程の関係で、参加できなかったとする法人もあった。

さらに、NPOに対する協働の手引きである協働ガイドブックについては、そ

の存在を知っているとした法人は約半数の14法人であり、そのうち利用している法人は、6法人であった。

(3) NPO法人に対する育成支援について

NPO法人が活動していく上での課題として、人材や資金不足を挙げ、県に対して、これらを解消するための支援を期待する法人が多くあった。

その他、一部の法人では、法人のスキルアップにつながる研修等が必要であるとしているなど、県に対する支援ニーズは、NPO法人により様々であった。

第4 監査の結果

1 はじめに

県は、県民の社会貢献活動を促進するため、「徳島県社会貢献活動の促進に関する条例」に基づき、地域社会の構成員である県民、事業者、行政等が相互理解に基づく対等な関係の下に、積極的に連携し協力する協働事業を推進するため、様々な施策を実施してきており、協働事業数は毎年増加している。

こうした中、社会貢献活動の中心を担うNPO法人との協働について、あらかじめ定めた着眼点に基づき、監査調書による確認と監査対象機関からの聞き取り及び実地調査並びにNPO法人に対する関係人調査を実施した。

今回の監査では、NPO法人との協働事業の実施状況を把握し、協働推進のための環境整備が効果的になされているか、監査対象機関の協働事業が適切に実施されているかなどの観点から監査を行ったところである。

その結果、概ね適正と認められたところであるが、監査委員としての意見については、以下のとおりである。

2 NPO法人との協働を推進するための環境整備について

(1) 全庁的な連絡会議について

県は、各部・各総合県民局、教育委員会及び公安委員会の政策調整担当の課長補佐をメンバーとした連絡会議を設置し、NPO法人等との協働推進に向け、各部局間の連絡調整と、効果的な推進を目的として、基本方針、協働ガイドブックの周知を図ってきたが、この連絡会議は平成25年度以降は開催されていない。

協働事業数は毎年増加してきているものの、協働ガイドブック及び委託ガイドラインの存在を知らない職員がいることや、協働と意識せずに一般的な外部委託として実施している事業があることなど、連絡会議が近年開催されていないこと

とも相まって、協働についての周知が徹底されているとは言い難い状況であった。

この連絡会議が本来の機能を発揮するよう、そのあり方や活動について見直しを行い、全庁的な協働のさらなる推進を図っていただきたい。

(2) 協働ガイドブック等の活用について

協働事業を行う際には、職員とNPOは協働ガイドブックを活用し、また、協働形態が委託である場合には、職員は委託ガイドラインを活用することとなっているが、先に述べたように、このことを知らない職員もあり、NPO法人においても協働ガイドブックを活用しているものは少なかった。

協働ガイドブック及び委託ガイドラインを活用することにより、協働についての理解の促進と、適切な事業の実施が期待できることから、職員やNPO法人に対し、これらの周知徹底を図るとともに、協働についての意識啓発にも活用していただきたい。

また、協働ガイドブックは策定から7年、委託ガイドラインは3年が経過、さらに、基本方針については、10年が経過している。それぞれ策定時に比べNPO法人数・協働数ともに増加し、地域社会の課題も多様化していることから、新しい協働事例を加えるなど、見直しを検討していただきたい。

(3) NPO法人に対する効果的な支援について

県はNPO法人等を支援するために、プラザを設置し、NPO法人から高い評価を得ている。しかしながら、頻繁にプラザを活用しているNPO法人がある一方で、地理的に利用が難しいNPO法人があり、これらを解消するため、各総合県民局による相談支援等で補ってはいるものの、プラザで提供されている支援と比べて十分な状況とは言えないことから、各総合県民局との連携を一層密にするなどして、各地域のNPO法人に対する支援の強化に努めていただきたい。

また、プラザが実施する「NPOおためし体験」による人材育成や、「ゆめバンクとくしま」による活動資金の助成は行っているものの、依然として、人材や資金不足に対する支援を期待するNPO法人は多い。今後とも、プラザを有効活用して、NPO法人のニーズに対応した効果的な支援に努めていただきたい。

(4) 協働に関する広報・啓発について

協働についての広報・啓発は、プラザが中心となって行っており、ホームページ、広報誌、ポスター展等の様々な媒体を利用し、また、若年層の利用が多いフェイスブックやツイッターといったSNSの活用により、幅広い年代が情報の受け手となるよう努めている。

NPO法人等の活動が、県民に認知され、理解されることは、活動に参加する人材を増やしたり、地域での活動しやすい環境の実現や、寄附金の獲得に繋がり、協働推進を促進するものである。多くの県民に伝わりやすい広報媒体を利用し、情報を発信することはもとより、事業を広報する際に、協働事業であることを明示し、県民に周知することなどが重要となってくる。

今後とも、県民の協働に関する意識を高めることができるよう、NPO法人の活動状況について一層の広報・啓発に努めていただきたい。

3 NPO法人との協働事業について

(1) NPO法人との協働事業の積極的な取組について

今回の監査では、様々な分野の課題解決のため、NPO法人が持つ、専門性、先駆性といった特性を活かした事業を行っており、協働事業数が毎年増加していることが確認できた。

また、協働事業未実施の機関は多くあるものの、未実施の機関においても機会があれば協働事業に取り組みたいとしている機関は多く、他方、関係人調査においても、全てのNPO法人が、今後も県と協働事業に取り組みたいとしている。

県がNPO法人と協働することは、単に行政課題を解決するだけでなく、各分野での新たな県民ニーズの把握にも繋がり、NPO法人の視点を取り入れることで行政サービスをより向上させることができることから、今後、県の各機関が事業を計画するに当たっては、協働事業の可能性をより一層検討・拡大するよう努めていただきたい。

また、協働事業の実施を一層促進するために、協働推進担当機関である県民環境政策課においては、ホームページの活用をはじめ各種情報の発信により、県の機関と協働に取り組みたいNPO法人等との双方に必要な情報を伝えることにより、お互いを結びつけるマッチングの取組を推進していただきたい。

(2) 協働事業への参加機会の確保について

協働事業の相手方の選定方法は、協働ガイドブック及び委託ガイドラインでは、「公平性や事業の効果的な実施の視点から、協働の相手方となるNPOの公募を検討する必要がある」としているが、今回の監査対象事業では、様々な理由から、公募によらず特定の相手を選定した事業が多かった。

今後は、公募による公平性の確保に加えて、新しい協働の相手方を広く募り、より多くのNPO法人の参加機会を確保するとともに、企画提案型の募集を可能な範囲で採用し、新しい事業を効果的に展開していただきたい。

(3) 協働事業の評価について

協働事業実施後の評価は、協働ガイドブックのチェックシート及び委託ガイドラインの評価シートを用いて行うこととされているが、今回の監査対象事業における評価の実施は、チェックシートによるものが5事業、評価シートによるものが1事業であった。その他の事業は、業務完了報告書等により業務の確認は行っていたものの、協働について適切な評価がなされているとは必ずしも言えない状況であった。

協働の評価は、行政とNPO法人の双方が行うことにより、継続事業においては、PDCAサイクルの一環として、より望ましい協働事業にすることが期待でき、また単年度事業においては、その評価を別の協働事業に活かすことができることから、今後は、チェックシート及び評価シートによる評価の実施の促進に努めていただきたい。

第5 まとめ

今回の監査では、地域社会が抱える様々な課題解決に有効である社会貢献活動の促進のため、基本方針、推進ガイドブック及び委託ガイドラインの策定により、NPO法人の活動目的に沿った協働事業を推進し、県が単独で行うより効果的な成果を上げるとともに、NPO法人の育成や自立に繋がる「徳島県指定NPO法人制度」を新たに創設するなど、協働推進に対する積極的な取組を行っていることが確認できた。

協働を推進する上で重要なNPO法人の育成支援は、中間支援施設であるプラザが中心となり、様々な支援を実施しているが、関係人調査結果からは、活動基盤が弱いNPO法人が多いことがうかがわれた。

今後、県内の社会貢献活動をより一層促進するため、NPO法人に対し、更なる育成支援に努めるとともに、各分野における行政課題の解決を図ることはもとより、県民に対する行政サービスの向上のため、NPO法人の特性を活かした協働事業を積極的に活用するよう、一層の努力を望むものである。